

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年12月2日

水 曜 日

第 3989 号

目 次

公安委員会告示

○富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正 1

公 告

○特定非営利活動法人の設立認証の申請 10

告 示

富山県公安委員会告示第133号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、平成27年12月4日から施行する。

平成27年12月2日

富山県公安委員会

委員長 綿 貫 勝 介

別表第1 (1)通行禁止

富山市の項第 112号を次のように改める。

112		削 除				
-----	--	-----	--	--	--	--

射水市の項第 2、4号を次のように改める。

2		削 除				
---	--	-----	--	--	--	--

4	県道小杉本江線 県道富山小杉線 市道	射水市手崎1213-6先 手崎交差点から 同 鷺塚 932先 北陸宇部コンクリート工業 前まで	1,560	終日	大貨等	
---	--------------------------	---	-------	----	-----	--

高岡市の項第3号を次のように改める。

3		削 除				
---	--	-----	--	--	--	--

高岡市の項第232号の次に次の1号を加える。

233	市道下伏間江18号線	高岡市下伏間江29-39先から 同 下伏間江36-19先まで	129	終日		
-----	------------	-----------------------------------	-----	----	--	--

別表第1 (2)踏切道の通行禁止

水見線高岡市の項第10号の次に次の1号を加える。

11	市道義経岩踏切線	義経岩踏切	高岡市太田字沢5041-13	5.6	終日	
----	----------	-------	----------------	-----	----	--

別表第1 (3)一方通行

魚津市の項第3号を次のように改める。

3	魚津市経田中町5-11先経田中町交差点から 同市北鬼江437先北鬼江交差点までに至る 県道魚津生地入善線及び市道経田西町北 鬼江線は、同順路の進行方向の一方通行と する。		2,770	7:30~ 8:30 (土・日 ・休日 を除く)	自動車 (路線バ ス、二輪 の自動車 を除く)	
---	---	--	-------	--------------------------------------	-------------------------------------	--

射水市の項第43号の次に次の1号を加える。

44	射水市黒河新1460先から同市黒河2368先ま でに至る市道は、同順路の進行方向の一方 通行とする。		230	終日	自動車・ 原付	
----	--	--	-----	----	------------	--

別表第4 (1)普通自転車の歩道通行可

高岡市の項第20、51号を次のように改める。

20	県道高岡環 状線	高岡市能町2924先 能町交差点から 同 問屋町94先 問屋センター(南)交差点 まで	両側	5,400	終日	
----	-------------	---	----	-------	----	--

51	県道姫野能町線	高岡市能町 2924先 能町交差点から 同 中曽根 584先 中曽根神社(南) 交差点まで	両側	1,980	終日	
----	---------	--	----	-------	----	--

別表第 4 (2)普通自転車の歩道通行部分の指定

魚津市の項第 1 号を加える。

1	県道沓掛魚津線	魚津市上村木一丁目14-6先 上村木交差点から 同 新金屋一丁目12-12先 新金屋交差点まで	両側	660	終日	
---	---------	--	----	-----	----	--

別表第 5 最高速度

黒部市、魚津市の項第 1 号を次のように改める。

1	県道宇奈月大沢野線 市道布施川小川寺線	黒部市中陣 592-1先 中陣交差点から 魚津市六郎丸93-2先まで	3,240	終日	50	
---	------------------------	--	-------	----	----	--

魚津市の項第 122号を次のように改める。

122	県道福平経田線	魚津市西尾崎 383先 西尾崎交差点から 同 寿町1-2先 寿町交差点まで	1,800	終日	50	
-----	---------	--	-------	----	----	--

魚津市、滑川市の項第 1 号を次のように改める。

1	県道富山魚津線	魚津市住吉3124-2先 新住吉交差点から 滑川市坪川 100先 坪川交差点まで	5,610	終日	50	
---	---------	---	-------	----	----	--

滑川市の項第95号を次のように改める。

95		削 除				
----	--	-----	--	--	--	--

富山市の項第11、16、18、19、20、86、119、281、478、494、513、620、806、810号を次のように改める。

11		削 除				
----	--	-----	--	--	--	--

16	市道五福中央線	富山市安養坊 776-1 先 高山本線踏切から 同 五福58先 五福三区交差点まで	480	終日	30	
18		削 除				
19		削 除				
20		削 除				
86		削 除				
119		削 除				
281	市道四方新四方北窪線	富山市四方野割町（四方東野割町）59先から 同 四方新出町92-7 先まで	750	終日	30	
478	県道八幡田稲荷線市道	富山市豊田町二丁目 7-32先 豊田東交差点から 同 雄山町 8-8 先 雄山町交差点まで	4,700	終日	50	
494	市道農道	富山市横内 257-2 先 信号交差点から 同 西番 104-1 愛育園前まで	2,820	終日	50	
513	市道	富山市向川原町 2-1 先 北新町交差点から 同 西大泉25先 西大泉交差点まで	1,510	終日	50	
620	市道	富山市惣在寺1130先 南方丁字路交差点から 同 下大久保（6区）3633 -4 先 下大久保六区西交差点まで	1,265	終日	40	
806		削 除				

810	県道富山上 滝立山線	富山市月岡町二丁目 245先か ら 同 田畠1760先まで	200	終日	50	
-----	---------------	-------------------------------------	-----	----	----	--

富山市の項第 860号の次に次の 5号を加える。

861	市道	富山市雄山町8-8先 雄山町交差点から 同 大泉東町二丁目10-8 先 大泉東町二丁目交差点まで	600	終日	40	
862	市道	富山市高屋敷68-1先 信号交差点から 同 横内 257-2先 信号交差点まで	660	終日	40	
863	市道	富山市西大泉25先 西大泉交差点から 同 先 大泉本町二丁目16-15 先 丁字路交差点まで	480	終日	40	
864	県道総合運 動公園線 市道	富山市友杉 390 インベリアルウィング富山 迎賓館先から 同 福居 202 福居公民館先まで	3,500	終日	50	
865	市道	富山市五福2325-1先 五福交差点 同 五福5471-3先 五福新町交差点 同 五艘1489-5先 五艘交差点 同 五福3512-1先 五福8区交差点 を結ぶ県道富山環状線、県道 富山高岡線、市道で結ばれた 区域内の道路	3,900	終日	30	

富山市、射水市の項第10号を次のように改める。

10		削 除				
----	--	-----	--	--	--	--

射水市の項第57、109、121、122、135、139、141、155、175、176号を次のよう
に改める。

57	県道白石西 高木戸破線	射水市大江 334 善立寺先から 同 大江1485-1先 大江交差点まで	650	終日	50	
----	----------------	---	-----	----	----	--

109		削 除				
121		削 除				
122	県道新湊魚津港東西連絡道路	射水市港町18-27先 信号交差点から 同 海王町25先 新湊大橋 (西) 交差点まで	2,600	終日	50	
135	市道	射水市善光寺3-8先 善光寺交差点から 同 本町一丁目18-8先 本町交差点まで	800	終日	50	
139	市道	射水市作道2120-3先 作道(北)交差点から 同 松木 201先 県道松ノ木鷲塚線との交差点まで	2,050	終日	50	
141		削 除				
155	市道	射水市海老江1057 海老江保育所前から 同 七美1314先まで	800	終日	50	
175	臨港道路富山新湊東西線	射水市海王町25先 新湊大橋 (西) 交差点より 富山新港方向 700m地点から 同 堀岡古明神 120先 堀岡古明神交差点まで	2,900	終日	50	
176		削 除				

射水市の項第 177号の次に次の 2号を加える。

178	市道	射水市松木 201先 県道松ノ木鷲塚線との交差点から 同 松木 743先 松木交差点まで	700	終日	40	
179	市道	射水市本開発 496-1先 本開発交差点 同 三ヶ1533-7先 同 三ヶ1617先 同 新開発 744-10先 同 新開発 564-2先 を結ぶ県道富山高岡線、県道	2,650	終日	30	

		小杉大門線、あいの風とやま 鉄道線、市道で結ばれた区域 内の道路				
--	--	--	--	--	--	--

高岡市の項第 3、98、146、149、215、371、439号を次のように改める。

3		削 除				
98	県道仏生寺 太田線	高岡市太田1026先交差点から 同 太田 722先 太田中村交差点まで	500	終日	40	
146	市道川原本 町博労本町 線	高岡市中島町3-1先 中島交差点から 同 博労本町14-16先まで	95	終日	30	
149	市道堀上町 金屋町線	高岡市川原本町2-11先から 同 守山町57先まで	235	終日	20	
215	市道千保川 右岸1号線	高岡市中島町3-14先 横田橋東詰から 同 博労本町11-10先 住吉橋東詰まで	300	終日	30	
371	一般国道 415号	高岡市姫野 533-3先 姫野交差点から 同 姫野 431先 万葉線踏切まで	790	終日	40	
439	市道北島駅 南一丁目線	高岡市清水町三丁目2-19先 清水町交差点から 同 北島 865先 北島口交差点まで	1,570	終日	50	

高岡市の項第 451号の次に次の3号を加える。

452	県道仏生寺 太田線	高岡市太田 722先 太田中村交差点から 同 太田2823先交差点まで	100	終日	30	
453	市道	高岡市川原本町9-24先 川原町交差点 同 中島町3-14先 横田橋西詰 同 横田町一丁目7-15先 有磯神社前交差点 同 金屋町10-1先 金屋交差点 を結ぶ市道、県道高岡水見 線、千保川で囲まれた区域 内の道路	2,100	終日	30	

454	市道	高岡市川原本町9-24先 川原町交差点 同 中島町3-14先 横田町東詰 同 中島町3-1先 中島町交差点 同 川原本町7-1先 川原本町交差点 を結ぶ県道高岡水見線、千保 川、県道立野鴨島線、市道で 囲まれた区域内の道路	1,460	終日	30	
-----	----	---	-------	----	----	--

氷見市の項第65、71、82、86、87号を次のように改める。

65	市道海岸線	氷見市島尾1885-1 パークサイド浜乃屋前から 同 島尾1407先 松田江橋南西80m地点まで	380	終日	40	
71	市道環状南線	氷見市島尾1407先 松田江橋南西80m地点から 同 南大町26-8先 南大町交差点まで	3,120	終日	50	
82		削 除				
86	市道環状北線	氷見市栄町8-11先東方 臨港道路交差点から 同 大野1202先 氷見インター前交差点まで	3,070	終日	50	
87		削 除				

砺波市の項第52、54号を次のように改める。

52	市道十年明鷹栖線	砺波市鷹栖1152先 信号交差点から 同 十年明16先 十年明交差点まで	5,300	終日	50	
54		削 除				

南砺市の項第 101、187号を次のように改める。

101	県道金沢井波線	南砺市安清3156先 安清交差点から 同 五領島3881先 五領島交差点まで	3,710	終日	40	
-----	---------	---	-------	----	----	--

187	県道金沢井波線	南砺市一日市 230 （株）福光工業前交差点から 同 安清3156先 安清交差点まで	3,190	終日	50	
-----	---------	---	-------	----	----	--

小矢部市の項第38、39号を次のように改める。

38	国道 471号	小矢部市新西 379先 新西交差点から 同 茄子島 144先 茄子島交差点まで	5,320	終日	50	
39		削 除				

高岡市、小矢部市の項第10号を次のように改める。

10		削 除				
----	--	-----	--	--	--	--

別表第 7 車両の停車及び駐車禁止

魚津市、滑川市、上市町、富山市、射水市、高岡市の項第 1 号を次のように改める。

1	一般国道 8 号	魚津市江口10-1先 江口交差点から 高岡市四屋 659-1先 四屋交差点まで	46,290	終日		
---	----------	--	--------	----	--	--

別表第 8 (1)車両の駐車の禁止

高岡市の項第 253、278号を次のように改める。

253	県道高岡環状線	高岡市野村(第二) 502先 野村交差点から 同 問屋町94先 問屋センター(南)交差点 まで	2,200	終日		
278	市道北島駅南一丁目線	高岡市清水町三丁目 2-19先 清水町交差点から 同 北島 865先 北島口交差点まで	1,570	終日		

~~~~~  
公 告  
~~~~~**特定非営利活動法人の設立認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年12月2日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成27年11月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ジャパンスポーツデベロップメント

3 代表者の氏名

辻 比呂司

4 主たる事務所の所在地

富山県高岡市横田町1丁目1番11-112号グランアイビス I

5 定款に記載された目的

この法人は、スポーツに親しむ全ての人々に対して、サポートを要するスポーツ事業プログラムの支援に関する事業を行い、スポーツの発展に寄与することを目的とする。